

国民年金だより



年金生活者支援給付金手続きのご案内

【年金生活者支援給付金制度とは】
年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下となる年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金は、原則2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別に支払われます。

給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要ですので、詳しくは、【請求手続き】をご覧ください。

【対象となる方】

老齢基礎年金を受給している方

すべての条件を満たす方です。

65歳以上で老齢基礎年金を受けている。

請求される方の世帯全員の町民税が非課税となっている。

前年の公的年金等の収入金額とその他の所得額の合計が879,900円以下である。

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

前年の所得額が約462万円以下である方です。（扶養親族の数に応じて増額されます）

障害年金等の非課税収入は年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。

【請求手続き】

令和2年4月1日以前から老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、年金生活者支援給付金を受け取る対象となる方には、日本年金機構から請求手続きの案内が7月上旬から順次送付されます。

令和元年度に手続きをされた方で、令和2年度も支給要件を満たす場合、日本年金機構から通知が届きますが、手続きは原則不要となります。

支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活

者支援給付金不該当通知書」が送付されます。

令和2年4月2日以降に老齢・障害・遺族基礎年金の受給を始める方は、年金の請求手続きと併せて役場窓口又はお近くの年金事務所へ請求手続きをしてください。

原則、請求した月の翌月分からお支払いとなりますので、速やかな手続きをお願いいたします。

【お問い合わせ】

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、お電話ください。

年金生活者支援給付金専用ダイヤル

0570-05-1165

(ナビダイヤル)



年金給付金 検索

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で預貯金口座の番号をお聞きし

たり、手数料などの金銭を求めるとはありません。

怪しいと感じたら口座番号等の個人情報をお話ししたり、現金を支払ったり、振り込みしたりせずに、お近くの年金事務所または役場窓口、警察署へお問い合わせください。

年金相談・お手続きの際は、ぜひ「予約」を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。

待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

ご予約の際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」

またはお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話26 9026

日本年金機構 旭川年金事務所

電話0166-72-5002